

Title	<批評・紹介>王安石變法 漆俠著
Author(s)	梅原, 郁
Citation	東洋史研究 (1959), 18(3): 468-474
Issue Date	1959-12-20
URL	https://doi.org/10.14989/148151
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

王安石變法

漆 俠 著

一九五九年三月 上海人民出版社
版社刊 A5版 二五六頁

新中國成立以來早くも十年餘の歲月が流れたが、その間、新中國の歴史學界は、唯物史觀の基本理念の下に、従來とは全く様相を異にした發展をみた。新しい歴史學界で先ず問題の焦點となつたのは時代區分論であり、しかもそれは唯物史觀に立脚するものであるだけに、奴隸制社會の下限と、資本主義の萌芽の問題に集中され、別と同じ位の比重で近代史の研究がなされて、中國學界に於ける數多の研究は、この二つに色分けされた觀があつた。時代區分論争は中國學界に於ける場合、各時代の深い探求の基盤にたつたものとは言い難く、中には議論のための議論も少くはなかつた。しかしこうした表面上華やかであつた論争が一段落すると、これまであまり顧慮されなかつた時代に對する研究も、次第に着手されはじめたようである。その一つの成果が、昨年公にされた戴裔焯の『宋代鈔鹽制度研究』であり、今ここに紹介しようとする漆俠の『王安石變法』である。周知のように我國では唐・宋間に大きな斷層を認めるのが通説になつてゐるが、中國學界では此の間に一時期を劃するほどの重要性を認めない。従つて宋代に對する比重の置き方も當然問題にならぬ位のひらきがある。此の書物も勿論唐・宋を連續する封建制時代として捉え、その中に於て王安石の變法を論じようとしてゐる。従

つていきなり日本の學界の立場から此の書物を批判してみても、それは恐らく批評の體をなさぬであらう。加えて日本の學界の宋代に對する關心は深く、王安石だけをとつてみても、佐伯富博士の好著『王安石』以下幾多の成果が發表されているから、ここでは先ず中國學界の現状の紹介をかねて此の書物の内容の要約から始めてみたいと思ふ。

著者は序論に於て在來の實證主義の歴史學を痛烈に非難している。著者は言う『特に日本を中心とした學界では、王安石に對する研究が極めて多數提出されているが、それらは何れも資料の羅列にすぎず、個々の孤立的事象の説明に終始し、眞に科學的な體系を持つ歴史學とは言い得ない。』と。その例として胡適・錢穆・梁啓超の王安石變法に對する論考をあげて反駁を加えている。ただ漆俠氏は具體的に日本人の論文——その中には體系を持つて變法を扱つたものもかなりある——には何一つ觸れて居らぬ。體系のある日本の論文を持ち出せば、唐・宋の變革をどう扱うかですす衝突し、變法に對する觀方があまりに開きすぎる故に、敬遠したのかも知れない。

いう迄もなく筆者の體系はマルクス・レーニン主義の立場から導き出されるものである。ただ斷つておくが此の書物は決して公式オンリーの無味乾燥な書物ではない。非常に廣汎に史料を集めてあるし、從來の研究——推測すれば日本の主要な論文は殆んど——も良く咀嚼してとり入れてるように觀取される。従つて公式は公式として、個々の具體的内容を紹介してみるのも決して徒勞ではなからう。

著者は王安石の變法をまず、公式的に宋代の政治・經濟發展の矛盾が集中的に表現したものととして把握する。『封建國家土地所有制

(均田制)が崩壊し、農民が自己の土地を持ち得る體勢(租佃制)に移行することは、社會生産力の發展に適應したものであつた。ところが五代、宋初の貴戚・豪強・大商人などの土地兼併と、殘存する勞役制、不斷に増加する賦税は生産力を著しく阻礙する。こうした障礙を排除することが經濟發展の客觀的要求となる。かかる基本問題をめぐつて、國家・大地主・中小地主・農民の間に矛盾が積み重なり、その突破口として王安石變法があらわれる。』といつた大筋の設定がなされている。

第一章(p.14~25)は宋封建國家の政治經濟概況と題し、三節に分たれる。第一節は宋封建專制主義・中央集權政治體系の解明である。『宋朝は官僚機構と軍隊とが獨裁政治を支える柱であると認識していたが、その力が皇帝權力の擴大にのみ役立つように、權限の分散化を計つた。』として、官制上の分權、軍事機構の整備——三帥の説明——、更戍法、軍隊配備問題などを實證的に究明し、『宋朝の基本方針は割據勢力の復活防止と農民暴動の鎮壓にあり、また荒年募兵の形式は實質的には階級闘争のエネルギーを自己に有利なように利用したに他ならぬ』と述べる。獨裁政治の官僚制と密接な關係を持つ科擧については、『宋朝は門生と考官によつて親分・仔分の政治集團が出来ることを極力排除するため、科擧の改革を實行したが、その結果、地主階級の各階層・商人、農民の上層分子を吸収し得た。これは荒年募兵と同じく、農民の反抗エネルギーを科擧を通して逆用するものであつた。』と結論する。次にかかる宋朝の基本方針から生み出される弊害を敘述する。その要點は次の如くである。①事權の分化は冗員・冗官を生み出し、加えて科擧採用人員の増加・恩蔭の濫は官僚機構を膨張させるばかりであつた。②荒

年募兵は軍隊數の著しい増加をもたらし、内外均衡の原則から、外邊の増兵は京師の増兵となり、國家財政の七七八割がその維持費に充當され、これをまかなうには當然剝奪の強化が要求された。③官僚機構(軍隊制度も同様)の複雑化と分權化は責任の所在を不明確とし、官員間の牽制はその不同調を招き、保守的な姑息因循の政治——結果的に豪強の兼併を擁護する——を生む。④更戍法の弊害・軍紀の不明・商業の活潑化と共に文武官は兵士を自己の利益追及のための奴僕化する傾向も出て来る。こうして宋朝はかかる自ら設定した諸制度の矛盾に自ら苦しみ、増税に走り(具体的數字で説明している)、西・北方への龐大な歳費もあり、仁宗時代宋の「積貧積弱」の状態は出来上つた。』第二節は封建國家と地主の關係の分析である。『宋代社會の生産力は、品種改良・鐵犁の採用、加えて封建國家土地所有制——均田制——が解体し、方向としては農民の生産意慾をそそる土地私有の租佃制によつて、前代に比すれば著しく進展した。特に國家の倉庾の兩浙路では每畝三石の收穫に達した。』

ところが北宋中期になると生産力が停滞する、その原因として豪強の土地兼併があつた。租佃制に立脚する宋朝では土地は誰のものかというより、帳籍に記載されているか否かを問題とした。廣汎な地主階層の支持を基盤とする朝廷は、宋初、豪強・品官・商人の土地兼併を默認する如き態度であつた。こうした土地兼併の有力手段が高利貸である。かかる兼併派内部では、現状維持一本槍で社會的に五・六割の富を有する大地主層、數頃の土地を有し高利貸的商業資本や、國家の収奪、勞役制により没落の危險を持ちつつ、他面科擧によつて大地主化する可能性を有する中小地主層が存在した。かくて兼併家と農民・國家と兼併家・兼併家内部の各階層とそれぞれ

矛盾がからむ複雑な様相が出現して来る。』第三節は農民の分析で、客戸と自耕農民に大別し、それぞれの内容を論述したのち、彼等に課せられる國家及び地主階層の剝奪を考察し、税制・役法の概説をなしている。ここでは著者は役法の戸等の規準が場所によつて桑麻の作付面積の多寡で決まり、或は牛が財産評價に入れられるといったことから、農民はこうしたものを作つたり飼つたりせず、ために農民の擴大再生産に對する積極性を減ずるとして、役法を生産力との關係から重視している。そして上述の各矛盾の表現として眞宗末より激化した農民起義を形の如くとりあげ、レーニンの革命三條件を持ち出して來ているけれども、私見によれば、當時の社會狀態は成程危機にあつたとしても、革命の條件を當嵌めるには未だ未だ適當でないように思われる。農民起義というが、眞・仁宗時代の各地の暴動はその性格は難多であり、また極めて幼稚なものである。著者は特に四川に於ける王小波・李順之らの均産一揆や、慶曆初年に猖獗を極めた淮南の軍賊王倫・京西一帯を蹂躪して地方官を拱手傍觀させた張海一黨などを諸矛盾に苦しんで立ち上つた農民を結集した姿として描いているが、こうした一連の暴動の價值づけにはかなりの疑念をさしはさみたい。慶曆初年の續資治通鑑長編にみられる關係記事を逐次讀んでみても、暴動の指導者層及び中心的役割を果したものは、農民を指導して革命を起すというような明確なそして具體的な理念や行動目的を持つた者とは考えられぬし、時を同じくして各地に大がかりな盜賊が起つた事件は注目すべきものであるにしても、農民運動としてこれらが高く評價する事には贅意を表しかねる。當時の先進地帯で最も剝奪が強化されていただであらう兩浙地方では、そうした動きが全く見られないことなどからも、農民運動

のウェイトの置き方には未だ未だ問題となる點が多いと思われる。第二章は(p.53~77)は封建統治危機の下に於ける改革要求の醞釀と成熟と題され、矢張り三節に分れる。第一章に於ける著者の要旨は次の如くである。『仁宗の寶元・康定以後、特に西夏問題を契機として急激に進展した内外の矛盾は、統治者の側で何らかの改革を必要としていた。これに對處せんとしたのが、慶曆年間の范仲淹に代表される新政であつた。彼の改革は政治改革であり、官僚制度を整備し、冗員冗兵をなくして國家財政を再建し、また高級官僚の恩蔭の制——前代の世族門閥の幻影——を打破し、中下層地主分子の政界進出を有利にせんとするものであつた。仲淹は經濟・財政面では積極的發言はしなかつたが、同じ頃李觀がこの方面で一連の改革案を提出し、問題解決を商人兼併家の抑制——重農輕商思想——に求めた。こうした慶曆の改革は失敗したが、それは王安石變法の思想的背景となつた點重要な意味があつた。』としている。しかし著者は慶曆新政の失敗の原因についてはあまり深い注意を拂つて居らぬ。なおここで別に當時各地方で地方官の裁量によつて行われた諸政策に觸れ、『後の新法の萌芽はすべてこれらの適否に基いたものである。』と言つているのは妥當なところである。第二節は王安石その人の傳記とその思想の解明に費されている。『父王益より受け繼いだ正義感を持ち、若い時身をもつて農民の苦樂を味つた安石は、科擧受験のため儒家の教典以外にも諸子から本草にまで學問の幅をひろげ、獨自の思想體系を樹立して行つた。儒家では孔子・孟子が彼に特に影響を與え、『仁政』と『井田』が最初彼の現實問題解決の基本理念となつていた。この他彼は、杜甫の詩の『有補于世』の思想を高く評價しその影響を蒙ることが多かつた。傳統文化

の積極要素は、安石の實際政治・生活經驗と結合し、獨自の政治思想が形成された。郵縣知縣時代は安石がのちの新法の實驗を試みて成功した時代であり重視しなければならぬ。安石は軍事・政治改革を社會生産力の改善と關連づけ、後者が前者の前提條件であるとしたのは、在來の士大夫改革者にみられぬところであつた。諸官を歴任した安石は嘉祐三年有名な萬言の書を奉つたが、これは安石改革の集約的表現であつた。『漆俠氏は序論の中で、新法黨・舊法黨の地域性に觸れた錢穆を一笑に附している。勿論錢穆のような單純な觀方もどうかと思うが、特に安石や新法黨の思想系列を追及しようとするれば、長江以南の地域性と、そこに育かれた思想の究明も、一概に放擲する事は決して出來ぬであらう。第三節は宋の皇帝位置づけが中心になつている。『宋代皇帝は全國最大の地主であつた。彼は地主階級の總代表としてその利益を代表し、地主階級内部の矛盾を解決せねばならぬ。ところで土地兼併による大地主の發達は皇帝權の侵害・國家財政の減収を生み、大地主と皇帝間に矛盾を生ずる。他方中小地主は一面自己の地位の安定化を計り、一面上部への不斷の上昇を望む。ここで皇帝と中下層地主の調和點が生ずる。凡庸な仁宗がなし得なかつた改革に對し、大きな決意を持つて神宗が立ち上つたのはこのような基盤からであつた。』こうした論法は成程すつきりしているが、一體宋代の皇帝を全國最大の地主と規定する實證的裏付けは何であるか。皇帝權力の經濟的背景は具體的にどう言う形で示されるのか、此の邊の納得のゆく説明が未だ未だ不十分と思はれる。續いて著者は『冗員冗官・老大な軍隊と維持費・土地兼併によつて國家財政は破局に瀕している。慶曆時代の進歩派も今は頑固な保守主義者となり、焦眉の急を救うには役立たぬ。かくて

改革を望む階層の代表であり、當時士大夫の鑑と目されていた安石が拔擢されることになる。』と述べている。

第三章 (p. 83-154) は變法の内容と性質と題し本書の中心となつている。安石新法の具體的内容については、宮崎市定・曾我部靜雄兩博士をはじめとした優れた研究があり、本書はかなり詳しく各々の新法の内容を論究してはいるが、日本學界の水準からみて格別考證に新味を加えたわけではない。のみならず時に日本の論文をそのまま轉用している節も見受けられる。従つて主として新法の價值づけの面に重點を置いて紹介してみる。此の章は、I 官僚機構と科擧及び學校制度の改革、II 軍隊制度の改革と保甲保馬法、III 國家・地主・農民の矛盾を緩和し、他面農業生産を發展せしめる各種改革——青苗・免役・方田均稅・農田水利の各法——、IV 商人資本を制限する新法——均輸・市易・專賣制度——、V 新法の成果、の五つに分けられる。第一節では『①安石はこれまで名目のみで實際の仕事をあまり行なかつた役所——例えば司農寺・兵部・都水監など——をフルに利用して新法の牙城とした。②胥吏に俸給を支拂ひ低級官員の俸薪を優にしたのは彼等を新法支持者とせんがためであつた。③科擧改革は進士科を受ける者の多い南方人の有利を計つたものである。④學校教育は醫・律などの實際學の發展に寄與すること大であつた。』と言つている部分が多少目につく位である。②は宮崎博士の吏士合一策と對するが少し皮相にすぎるといふ。④はもつとつこめば新法黨の實際主義とか、元の律學との關係にもつながり面白い結果を生むかも知れぬ。第二節は當時の軍制の缺陷を論述した後、兵員淘汰とそれに伴う財政の緩和を數字をあげて説明し、更戍法の改革、指揮權の擴大、軍隊配置の整備にまで及ぶ。またあ

より大きな問題でないが、軍器監と兵器整備についても目をさしている。此の節後半は保甲法について述べている。『募兵は財政的にも封建國家の柱國という觀點からも好ましくないと考えた安石は、農村中にあつた保伍法を利用し、最初は封建統治力を鄉村内部に導入して、農民暴動を抑える目的で設置した保甲法を、次第に兵農合一の方向へと進めた。保甲内部で權力を握るのは地主分子であり、地主階級に一切不利になるようなことはここでたちまち鎮壓される仕組である。従つてこれは専制主義を鄉村内部に深く滲透させたものである』という著者の意見は最近日本でも提出されている。なお保甲法に對する綜合研究としては曾我部博士の大作があるから参照されたい。第三節は一連の富國政策を詳細に扱つてゐる。『青苗法の利率40%は安くなく、所によつて『抑配』などの弊害もあつたが、相對的にみて農民に有利であつたし、免役法は小地主や上層農民を裨益した。方田均税法は華北五路で行われたにすぎないのは、土地清丈のような根本問題になると豪強の反對は、特に強かつたからである。』ここで當時の隠漏の田土が如何に多かつたかを實證しようとしてゐるのは注意すべきであらう。また農田水利法で開墾・灌漑された田土の實數を調べ、これが當時の農業生産力に大きな影響を與えたとも述べてゐる。第四節は大商人資本を制限するための新法である。『東南六路に實施された均輸法はそう大きな作用はなかつたが、市易法は、大土地所有者であり、都市にあつては『行』を牛耳り、買占めによつて物價の値段を勝手に調節して中間搾取を貪り、また高利貸によつて雪だるま式に發展して行つた大商人に制限を與えるもので、城市内の貧民や小商販に有利であつた。』但し、市易法の内容はかなり複雑であり、宋代の商人や商業に對する研究成果

のさして多くない現段階では、法自身にも未だ疑問の點があり、著者も自信のない事を認めてゐる。最後は專賣制の改革で、『高額利潤を追求するのみで、生産力發展に寄與する事なき大商人を抑壓するために、茶・鹽・酒・鑿に對しては控制を強化し、直接生産發展にあずかる治戸等は保護されるよう仕組まれた。』と述べてゐる。第五節の新法に對する綜合評價では、『安石の新法は大地主・富商に打撃を與え、中等地主に或る程度の安定、下層地主に大きな利益、農民に相對的な剝奪の緩和と封建的束縛よりの脱却を與え、結果として宋の統治政權を擴大し、畢仲游の計算からも知られるように國家財政を豊裕にした。ただ新法は封建土地所有の根本的改革には觸れなかつたため、そこに一つの限界があり、結局根本的には地主階級の利害に抵觸しなかつた。』と論斷してゐる。

第四章 (p.155~186) は新法施行過程中の黨争を記述する。ここでは第一次新法黨政權擔當期間(熙寧二~元豐八)迄が、①熙寧五年の市易法施行に至るまで——青苗・免役法を中心として新法黨勝利の時代——②市易法施行より安石が二度目に宰相を罷める熙寧九年まで——變法が停滞し新法黨内部で分裂の起つた時代——③安石退陣より神宗崩御までの三期に區分して考察されている。第一期は『時として神宗に動搖もあつたが、新法は強力に推進され、反對派の牙城『臺諫』の人員改革などにより、新法は着々成果をあげて行つた』とする。『ただ新法黨でも程頤・張戢らのように限田制から井田制的政策を考えた者は、安石と衝突した。最初は孟子の『井田』の理念に傾倒していた安石も、中下層地主の一員として、根本的に土地改革は施行出来ぬ立場にあつた。』という指摘が附加されてゐる。第二期は『國內の黨争に外國問題が加わり、舊法黨は結果的

には外國と結合して新法黨を苦しめた。』とする。外國問題とは王韶の熙河路経略及び契丹との國境問題である。『一方新法黨内部で王安石・呂惠卿の對立が起つた。變法派は少數の大地主を含む外大多數は中下層地主であつた。新法は封建地産にはある制限を與えただけで根本改革をしなかつたから、中下層地主は上層階級に上昇する機會を持ち得る。野心家の呂惠卿は富商より融資を受け蘇州に田土を買い自己の經濟的バックを強化した。かかる状態は新法黨内部に階級矛盾を生ずることになり、市易法を頂點として新法は停滯し、安石は失意の裡に熙寧九年十月下野する。』第三期は所謂元豐の新政時代である。世に言う神宗・安石の水魚の交わりに對して著者は異つた觀方をする。『封建專制統治國家と豪強兼併勢力の矛盾の上になつて神宗は中下層地主の新法派と握手していた。しかし最大の地主である皇帝が兼併階級の抑壓を續ければ、地主内部で巨大な階級分裂を將來し、果ては皇帝は自己の立脚點を失うであらう。階級矛盾が激化し、農民剝奪が極限に來ると、皇帝は豪強に或る程度妥協を求め封建國家を維持せざるを得なくなる。ところが新法によつて國力が強化されると皇帝の豪強への抑壓は緩和されて來る。第二次宰相として再登場した頃の安石と神宗には上記理由によるギャップが存在していた。』また神宗を新法に走らせた一因に彼の中國舊地を回復せんとする功名心があつたことは見逃していない。『元豐時代の新法は、新設された四川の榷茶法・鐵の征權や禁軍の強化・團教法の施行にみられるように、根底に對外戰爭を目的としており、安石時代の變法が變質して來ている。』かくして元豐四年の對西夏積極攻撃が開始されるが、結果的には失敗し、憂苦の數年のうちに神宗は病歿したと結んでいる。

第五章は新法の廢除と反動的封建統治勢力の高漲と題され、I 元祐の舊法黨時代、II 紹聖以後徽宗に至るまで——特に蔡京を中心とした時代——の二節に分けられる。宣仁太后を背後にし、司馬光を中心とした元祐の政治に對しては著者は嫌惡の情を漲らせ半ば嘲笑的に論述している。『大地主・大商人の地盤に立つ舊法黨の此の時期の政策は、①新法の徹底的破壊、②新法黨に打撃を與える——これは地主内の階級分化闘争が進んでいることを物語る——③西夏に對しては屈辱外交をとる、の三點に集約されている。此の節ではまた新法・舊法黨時代どちらにも積極的に加擔しなかつた中間派に觸れている。此の派は蘇軾・范純仁らに代表される中層地主階級であつて、こうした動搖分子は、結局歴史の流れの中で敗殘すると結論づけているが、此の部分は甚だ公式的・教訓的で中層地主という概念規定が明確でない。一貫して政權の座に接近しその度に左遷されつつも、常に何等かの型で反對を表明していた蘇軾・轍らの所謂蜀黨の動きは、一片の公式では割り切れぬもつと複雑なものを持つてはなからうか。第二節に移る。元祐の舊法黨は不人氣で——此の理由が不明確——哲宗親政とともに、紹聖の新法黨時代に入る。此の時期の新法黨は『その基本政策は舊法黨・動搖派の追放・外敵への積極的防護策・新法の復活であつたが、新法の内容は實際上安石時代のような廣汎な支持を失ひ、兼併勢力の妥協・讓歩に依存する消極的なものとなつた。續く蔡京の時代は表面新法の旗印をたてても實質は大地主大商人の腐敗集團の利益代表にすぎなかつた。』としてゐる。此の章はこれまでの章に比すと實證面でも理論面でもかなり出來が悪いようである。例えば『元祐舊法黨は皇帝に代表される皇帝權力を無視した所に失敗があり、蔡京は徽宗と密接に結びつ

くことでこの矛盾を解決した』と言うが、元祐舊法黨のバックには宣仁太后を頂點とする皇帝權力の強力な一派があつた筈である。單に徽宗と蔡京が結びつくという人間關係を述べる前に當時の皇帝權のあり方のもつと幅の廣い分析がされるべきではないのだろうか。以上各章節を出来るだけ詳細に紹介し、時に氣のついた私見を入れておいた。第六章の結論で筆者は安石の變法を相當高く評價し、かつ王安石は一個の偉大な愛國者であると價值づけている。しかしそれはあく迄も上から下への改革であり、根本的に人民の中に入りこみ、その中で呼吸し運動した改革でなかつた故に失敗は當然であつたと結論している。思うに安石の時代或は彼のような階級の人間にあつて、現在に於けるような意味で人民の中に入つて改革をしようという事が果して出来たであろうか。成程安石の改革は失敗した。しかし當時の段階では彼程人民の中に入つて、新しい改革をなすことと自體、驚異の出來事であつた筈である。現在から過去を位置づけることは當然必要であるが、それは現代に立脚しすぎたり Dogmatischであつては歴史にはならない筈である。このほか舊法黨の領袖文彦博などに對しても著書は嘲笑的であり、全く無用の長物であつた如き評價を與えている。『爲與士大夫治天下。非與百姓治天下也』という言葉に代表される彼の思想や、それに基く政治力は、現代の世界、特に新中國に於ては一顧の價値もないものかも知れない。しかしそうした言葉が正論として通用した時代の性格といふものと、そうした時代にあつての安石の役割の評價、つまり安石の時代に入つて安石を評價することもまた重要なことであろう。更に安石が行つたような改革は以後數百年の間中國では見られなかつた。それ以後の時代との關連に於て、安石の變法はどういう意義がある

のか——もしくは安石の變法は線香花火のようなもので、明・清とますます強化された獨裁政治の時代には一個の異端として葬り去られたものかどうか——なども著者の觸れて然るべき點ではなかつたか。イデオロギー的な觀方や、時代區分の立場に關する論議を避け、努めて紹介を主としたが、新中國に於ける宋代研究の一端を知つていただければと思つて拙い筆を執つた次第である。なお本稿を書きおつたあとで、宮崎博士の御好意により、極く最近 Pittsburgh 大學の劉子健氏 James T. C. Liu が發表した王安石研究の一書を見る事が出来た。此の書物は Reform in Sung China と題され、Wang An-shih and his New Policies という副題を持つ、Harvard East Asian Studies のシリーズ第三として Harvard 大學から公刊されたものである。未だ詳しく読んで居らぬが、新法黨や北宋社會の思想的究明その他にかなり新しい見解もあるように見える。また劉子健氏も王安石變法に對する各個研究の綜合化乃至は變法の大きな把握の必要性を感じて筆をとつたという意味のことを述べているから、勿論藤俠氏とは根本的に立場を異にしているにせよ、我々にとつて検討しなければならぬ書物と考えられる。いずれ此の書に關しても機會があれば紹介の勞をとりたいと考える次第である。

(梅原 郁)